

議案第34号

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例

（設置）

第1条 魏志倭人伝に描かれた弥生の国邑^{ほうふつ}を彷彿させる国内最大級の弥生時代の集落遺跡である妻木晩田遺跡（以下「遺跡」という。）を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関

する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園（以下「史跡公園」という。）を米子市及び西伯郡大山町に設置する。

（施設）

第2条 史跡公園の施設は、次に掲げるとおりとする。

- （1） ガイダンス施設
- （2） 埋蔵文化財研究棟その他埋蔵文化財の調査及び研究のために必要な施設
- （3） 屋外展示施設
- （4） 前3号に掲げるもののほか遺跡の適切な保存及び活用を増進するために必要な施設

（職員）

第3条 史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。

（利用時間）

第4条 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの間にあつては、午前9時から午後7時まで）とする。

- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。
- 3 教育委員会は、前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の休止)

第5条 史跡公園の利用を休止する日（以下「利用休止日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第4月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）である場合は、その直後の休日でない日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、史跡公園の全部又は一部について、臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせることができる。

3 教育委員会は、前項の規定により臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせるときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の許可)

第6条 史跡公園の施設を占用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 史跡公園の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる

とき。

(使用料の徴収)

第7条 利用許可を受けてする史跡公園の施設設備の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第8条 知事は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所に学習、研修、展示等の教育活動のために使用させるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか史跡公園の保存又は活用に資する効果が特に高いものとして知事が認めるもののために使用させるとき。
- (3) 国、地方公共団体において公用に供するために使用させるとき。
- (4) 災害その他非常の事態において緊急やむを得ない理由により使用させるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか知事が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による減額若しくは免除の別又は減額の率は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号、第3号又は第4号の場合 免除
- (2) 前項第2号又は第5号の場合 免除又は減額2分の1

(既納の使用料)

第9条 既に徴収した使用料は、還付しないものとする。ただし、利用許可を受けた者の責めに帰することができない事由によって当該許可を取り消したときは、この限りでない。

(行為の制限等)

第10条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 史跡公園の施設又は展示物その他の資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 教育委員会の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火を使用すること。
- (3) 教育委員会の許可を受けずに竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 土地の形質を変更すること。
- (6) 教育委員会の許可を受けずに物品を販売すること。
- (7) 公開されていない区域に進入すること。
- (8) 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
- (9) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める行為

2 第6条第2項の規定は、前項第3号及び第6号の許可について、準用する。

3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。

4 第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定による指定を受けた者をいう。）が行う行為

(2) 文化財保護法第125条第1項本文の許可を受けてする行為及び同項ただし書に規定する場合において当該許可を受けないでする行為

(3) 文化財保護法第125条第7項前段の規定による命令又は同項後段の規定による指示に基づく措置として行う行為

(措置命令)

第11条 教育委員会は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(権限の委任)

第12条 第7条及び第8条（第1項第2号及び第5号を除く。）に規定する知事の権限は、所長に委任する。

2 この条例に規定する教育委員会の権限は、教育委員会規則で定めるところにより所長に委任する。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

- 1 体験学習室1 使用1時間につき400円（暖房又は冷房を使用したときにあっては、500円）
- 2 体験学習室2 使用1時間につき260円（暖房又は冷房を使用したときにあっては、325円）
- 3 屋外展示施設 使用面積100平方メートル1日につき300円

備考 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。